

重要文化財 福井県林・藤島遺跡出土品

国宝・重要文化財美術工芸品保存修理抜本強化事業

【事業目的】

林・藤島遺跡から出土した弥生時代後期の玉類とその製作道具である鉄製品は、全国的にも大変貴重であり、福井県をはじめとする北陸地方の弥生時代を考える上で欠かせない文化財です。

林・藤島遺跡の遺物の内、944点については、平成26年8月21日付文部科学省告示、第109号により国指定重要文化財に指定されました。内訳は土器・土製品52点、木器・木製品18点、石器・石製品（玉類含む）333点、ガラス21点、金属製品520点となります。

指定品のうち、金属製品520点については、出土から15年以上が経過しており、劣化の進行が大いに危惧され、早急な保存処理を实行する必要があります。保存修理後には保管ケースを作成し、公開・展示への環境を整えます（第Ⅰ期事業）。

その他、土器については、破片の接着部や石膏の補填部に劣化が進行する恐れがあり、恒久的な保存と展示活用のためには、解体修理の必要があります。また、玉類については、微細なため、現在の保管状況では、活用が難しく、散逸防止のための保管箱を作成する必要があります。これらのため、保存修理の実施と保管箱の作成を行い、公開・展示への環境を整えます（第Ⅱ期事業）。

第Ⅰ期事業は令和3年度から着手し、令和5年度は金属製品130点を対象として保存修理を実施しました。

【事業計画】

第Ⅰ期 令和3年度から令和10年度	金属製品520点などを対象
第Ⅱ期 令和11年度以降	土器・土製品・木製品などを対象

【事業体制】

本事業は、高度な技術があり、保存修理の実績のある専門業者に委託しています。また、作業の各工程においては、事前に文化庁・福井県教育委員会・専門業者による保存修理検討会を開催し、文化庁の指導のもと、慎重に進めていきます。

なお、今年度の保存修理は公益財団法人元興寺文化財研究所が実施しました。

【令和5年度総事業費および補助金額・収入先明細】

総事業費：2,363,260円 補助金額：1,181,000円

【令和5年度の修理成果】

金属製品 合計130点

（内訳：鉄鍬^{てつぞく}10点、鉄鑿^{てつのみ}2点、鉄鉈^{てつやりがんな}14点、鉄鎌^{てつかま}1点、鉄手鎌^{てつてがま}3点、鉄鑿^{てつたがね}10点、棒状^{ぼうじょう}工具80点、
まり^{まり}5点、棒状^{ぼうじょう}鉄製品5点）

金属製品保存修理の内容

クリーニング



表面の土や砂、錆などを、エアブラシ、刷毛、綿棒を使用して除去します。

脱塩処理

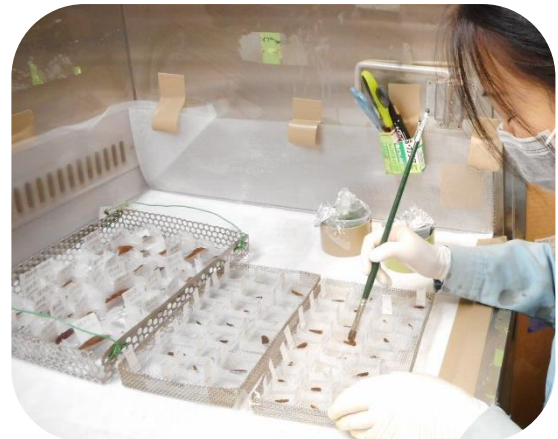


薬剤に漬けて、錆の原因となる塩素を取り除きます。

樹脂含浸・塗布



微小な資料については、アクリル樹脂へ漬込んで含浸させます。



外気との接触を可能な限り少なくし、防錆効果を上げるためにアクリル樹脂を複数回に分けて塗込みます。

整形



隙間や欠けている部分には、樹脂を埋めて復元します。その後、グラインダーで削って整形します。最後に樹脂の部分にアクリル絵の具により色を塗り、仕上げます。

保存修理後



1



2



3



4



5



6



7



8



9



10



11



12



13



14



15



16



17



18



19



20



21



22



23



24



25



26



27



28



29



30



31



32



33



34



35



36



37



38



39



40



41



42



43



44



45



46



47



48



49



50



51



52



53



54



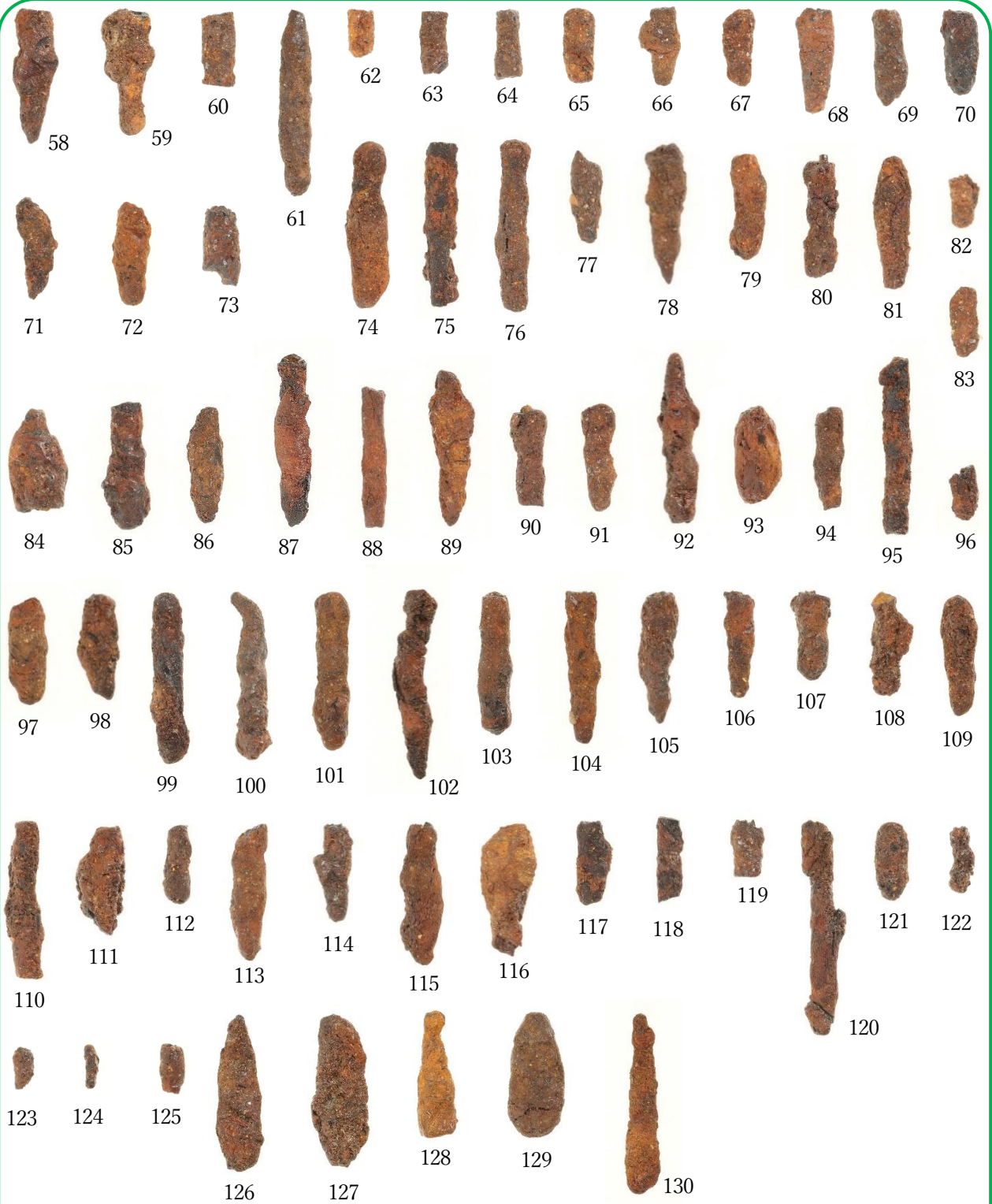
55



56



57



てつぞく 鉄鋸 (1~10) てつのみ 鉄鑿 (11・12) てつやりがんな 鉄 鉞 (13~26) てつかま 鉄鎌 (27) てつてがま 鉄手鎌 (28~30) てつたがね 鉄鑿 (31~40)
 ぼうじょう 棒状工具 (41~120) きり 錐 (121~125) ぼうじょう 棒状鉄製品 (126~130) 縮尺不同



本事業は、文化庁美術工芸品重要文化財修理事業国庫補助金の交付を受けて実施されています。
 Supported by the Agency for Cultural Affairs. Government of Japan in the fiscal 2023.